

処分等年月日	2026年3月11日
事業者名	楠原 透
処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
原因となった事故等の概要	令和7年8月14日岡山県瀬戸内市の前島キャンプ場沖で乗客を乗せて運航していた旅客船とSUPとの衝突事故が発生。 これを受け、岡山運輸支局（玉野庁舎）が令和7年9月25日、同年10月23日、同年11月25日に海上運送法第25条第2項に基づく立入検査を実施したところ、輸送の安全に関わる関係法令違反、安全管理規程の遵守義務違反等の事実が確認された。 今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、同社に対し輸送の安全確保に関する命令を発出した。
処 分 ・ 指 導 内 容	①安全統括管理者は、海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の4及び安全管理規程第56条第3項に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について外部に対して公表を行うこと。 ②一般不定期航路事業者は、事業の用に供する船舶を追加したときは、海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の10第1項に基づき、遅滞なく、その旨を中国運輸局長に届け出ること。 ③一般不定期航路事業者は、海上運送法第22条第3項において準用する同法第19条の11に基づき、営業所に運賃及び料金並びに運送約款を見やすいように掲示すること。 ④経営代表者は、安全管理規程第3条第1号に基づき、関係法令及び社内規程の遵守を社内に徹底させること。 ⑤安全統括管理者は、安全管理規程第10条第3号に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守を社内に徹底させること。 ⑥運航管理者は、安全管理規程第11条第1項第1号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ⑦運航管理者は、安全管理規程第13条第1項に基づき、運航計画を作成及び変更する場合は、使用船舶の性能、使用桟橋付近の状況、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討すること。 ⑧船長は、安全管理規程第18条第2項に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示すること。 ⑨船長は、安全管理規程第23条第2項に基づき、基準航行の変更、運航の可否判断、運航中止の措置を記録すること。 ⑩船長は、安全管理規程第36条に基づき、船内の旅客が見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示すること。 ⑪安全統括管理者は、安全管理規程第38条第1項に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。 ⑫船長は、安全管理規程第40条に基づき、発航前に船舶が航行に支障ないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等の点検の記録をすること。 ⑬船長は、安全管理規程第44条第1項に基づき、自船に事故が発生したときは、人命の安全確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署及び陸上連絡員等に連絡すること。 陸上連絡員は、安全管理規程45条第3項に基づき、事故が発生したことを知ったときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告すること。 ⑭安全統括管理者は、安全管理規程第50条に基づき、陸上連絡員に対し、安全管理規程、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図ること。 ⑮安全統括管理者は、安全管理規程第51条に基づき、事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施すること。 ⑯経営代表者は、安全管理規程第53条第1項に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり見直しを行うこと。 ⑰経営代表者は、安全管理規程第54条に基づき、関係法令の改正、使用船舶の変更等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を決定すること。 ⑱安全統括管理者は、安全管理規程第55条第1項に基づき、安全管理規程及び運航基準図を船舶その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けること。
違反点数付与状況	違反点数 28点 累計点数 28点